

調査表4-1

## 市区町村別集計項目(推進体制等)

福岡県	
市区町村数	60

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			の有無	の連絡会議			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
				44	53	53				60							
40 100	北九州市	政策局WomanWill推進室	1 1	1	1	北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例	2002年3月28日	2002年4月1日		第5次北九州市男女共同参画基本計画	2024年8月	~	2029年3月	1	1		
40 130	福岡市	市民局男女共同参画部	1 1	1	1	福岡市男女共同参画を推進する条例	2004年3月29日	2004年4月1日		福岡市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月	~	2026年3月	1	1		
40 202	大牟田市	人権・同和・男女共同参画課	1 2	1	1	大牟田市男女共同参画推進条例	2006年1月4日	2006年4月1日		第4次おおむた男女共同参画プラン	2023年4月	~	2028年3月	1	1		
40 203	久留米市	男女平等政策課	1 1	1	1	久留米市男女平等を進める条例	2002年9月30日	2003年4月1日		第4次久留米市男女共同参画行動計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1		
40 204	直方市	市民・人権同和対策課男女共同参画推進係	1 1	1	1	直方市男女共同参画推進条例	2003年7月11日	2003年7月11日		第3次のおかた男女共同参画プラン	2018年4月	~	2028年3月	1	1		
40 205	飯塚市	男女共同参画推進課	1 1	1	1	飯塚市男女共同参画推進条例	2007年7月10日	2007年10月1日		第2次飯塚市男女共同参画後期プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
40 206	田川市	人権・同和対策課男女共同参画推進室	1 1	1	1	田川市男女共同参画推進条例	2004年7月5日	2004年8月1日		第2次田川市男女共同参画プラン	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
40 207	柳川市	人権・同和対策室	1 2	1	1	柳川市男女共同参画推進条例	2017年7月5日	2017年7月5日		第4次柳川市男女共同参画計画	2023年3月	~	2028年3月	1	1		
40 210	八女市	人権・同和政策・男女共同参画推進課	1 2	1	1	八女市男女共同参画のまちづくり条例	2004年3月23日	2004年4月1日		第5次八女市男女共同参画行動計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1		
40 211	筑後市	男女共同参画推進室	1 1	1	1	筑後市男女共同参画推進条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第6次筑後市男女共同参画計画「ひろがり5」	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
40 212	大川市	企画課	1 2	1	1	大川市男女共同参画推進条例	2018年3月28日	2018年4月1日		第3次大川市男女共同参画計画	2021年4月	~	2031年3月	1	1		
40 213	行橋市	総合政策課	1 2	1	1	行橋市男女共同参画を推進する条例	2003年12月24日	2004年4月1日		第4次行橋市男女共同参画プラン前期計画	2025年4月	~	2030年3月	2	1		
40 214	豊前市	人権男女共同参画室	1 1	1	1	豊前市男女共同参画推進条例	2010年3月25日	2010年4月1日		第2次豊前市男女共同参画行動計画(後期計画)	2022年4月	~	2027年3月	1	1		
40 215	中間市	人権男女共同参画課	1 1	1	1	中間市男女共同参画推進条例	2013年9月27日	2013年10月1日		中間市男女共同参画プラン	2024年4月	~	2029年3月	1	1		
40 216	小郡市	総務課ジェンダー平等・多文化共生推進室	1 2	1	1	小郡市男女共同参画推進条例	2007年12月21日	2008年4月1日		第3次小郡市男女共同参画計画	2024年	~	2033年	1	1		
40 217	筑紫野市	人権政策・男女共同参画課	1 2	1	1	筑紫野市男女共同参画推進条例	2005年10月18日	2006年4月1日		第3次ちくしの男女共同参画プラン(後期)	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1		
40 218	春日市	人権男女共同参画課	1 2	1	1	春日市男女共同参画を推進する条例	2006年12月12日	2007年4月1日		第4次男女共同参画推進プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1		
40 219	大野城市	人権男女共同参画課	1 1	1	1	大野城市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日		第5次大野城市男女共同参画基本計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1		
40 220	宗像市	男女共同参画推進課	1 1	1	1	宗像市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		第3次宗像市男女共同参画プラン	2021年4月	~	2026年3月	1	1		
40 221	太宰府市	人権政策課	1 2	1	1	太宰府市男女共同参画推進条例	2005年12月21日	2006年4月1日		第3次太宰府市男女共同参画プラン	2023年3月	~	2028年3月	1	1		
40 223	古賀市	人権センター	1 1	1	1	古賀市男女平等をめざす基本条例	2004年12月21日	2005年4月1日		第3次古賀市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1		
40 224	福津市	福津市 男女共同参画推進室	1 1	1	1	福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例	2005年1月24日	2005年1月24日		第2次男女共同参画プラン・ふくつ	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	2		
40 225	うきは市	男女共同参画推進室	1 1	1	1	うきは市男女共同参画推進条例	2006年6月30日	2006年6月30日		第2次うきは市男女共同参画基本計画	2016年4月	~	2026年3月	1	1		

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)						
						の有無	の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無
		担当課(室)名	所属	事務所掌	の有無			問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)		問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	
40 226	宮若市	宮若市役所 保護人権課	1 2	1	2						2	第2次宮若市男女共同参画基本計画	2018年4月	~	2027年3月	1 1
40 227	嘉麻市	男女共同参画推進課	1 1	1	1	嘉麻市男女共同参画推進条例		2010年6月29日	2010年12月28日			第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1 1
40 228	朝倉市	男女共同参画推進室	1 2	1	1	朝倉市男女共同参画のまちづくり条例		2007年12月28日	2008年4月1日			第4次朝倉市男女共同参画推進計画	2022年4月	~	2027年3月	1 1
40 229	みやま市	人権・同和対策室	1 2	1	1	みやま市男女共同参画推進条例		2015年3月27日	2015年4月1日			第2次みやま市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2030年3月31日	2 1
40 230	糸島市	人権・男女共同参画推進課	1 2	1	1	糸島市男女共同参画社会推進条例		2010年3月31日	2010年4月1日			第3次糸島市男女共同参画社会基本計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1 1
40 231	那珂川市	人権政策課 人権同和政策・男女共同参画担当	1 2	1	1	那珂川市男女共同参画推進条例		2005年3月7日	2005年4月1日			那珂川市男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2032年3月31日	1 1
40 341	宇美町	地域コミュニティ課	1 2	2	1	宇美町男女共同参画推進条例		2017年12月8日	2017年12月8日			第4次男女共同参画うみプラン	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1 1
40 342	篠栗町	まちづくり課	1 2	2	1	篠栗町男女共同参画推進条例		2023年3月13日	2023年3月13日			第2次篠栗町男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1 1
40 343	志免町	まちの魅力推進課	1 2	1	1	志免町男女共同参画推進条例		2014年3月25日	2014年4月1日			第3次志免町男女共同参画行動計画	2025年4月	~	2034年3月	1 1
40 344	須恵町	まちづくり課	1 2	2	2					2		須恵町男女共同参画計画	2019年4月	~	2029年3月	1 1
40 345	新宮町	総務課 人権推進室	1 2	2	1	新宮町男女共同参画推進条例		2014年3月24日	2014年3月24日			第3次新宮町男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2028年3月	1 1
40 348	久山町	総務課	1 2	2	2					4		第2次久山町男女共同参画基本計画	2022	~	2027	2 1
40 349	柏原町	地域共創課	1 2	2	1	柏原町男女共同参画推進条例		2015年12月25日	2015年12月25日			第2次柏原町男女共同参画計画	2025年4月1日	~	2035年3月31日	1 1
40 381	芦屋町	生涯学習課	2 2	2	1					2		第3次芦屋町男女共同参画推進プラン	2023年4月	~	2033年3月	1 1
40 382	水巻町	地域づくり課 地域協働係	1 2	1	1					4		第3次みずまき男女共同参画プラン	2019年4月1日	~	2029年3月31日	1 1
40 383	岡垣町	福祉課	1 2	1	1	岡垣町男女共同参画ーともに支えあい、ともに輝くーまちづくり条例		2004年3月25日	2004年3月25日			岡垣町第3次男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2031年3月	1 1
40 384	遠賀町	住民課	1 2	1	1	遠賀町男女共同参画推進条例		2012年12月19日	2013年4月1日			第3次遠賀町男女共同参画社会推進計画	2020年4月1日	~	2030年3月31日	1 1
40 401	小竹町	総務課	1 2	2	2					4		小竹町男女共同参画計画	2019年4月1日	~	2029年3月31日	1 1
40 402	鞍手町	福祉人権課	1 2	1	1	鞍手町男女共同参画推進条例		2008年12月18日	2009年4月1日			第4次鞍手町男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2028年3月	1 1
40 421	桂川町	健康福祉課	1 2	2	1	桂川町男女共同参画推進条例		2017年3月24日	2017年3月24日			桂川町第2期男女共同参画基本計画	2021/4/1	~	2026/3/31	1 1
40 447	筑前町	企画課	1 2	1	1	筑前町男女共同参画推進条例		2006年3月14日	2006年4月1日			第4次筑前町男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1 1
40 448	東峰村	住民福祉課	1 1	1	1	東峰村男女共同参画のむらづくり条例		2010年1月6日	2010年4月1日			第3次東峰村男女共同参画のむらづくり計画	2020	~	2024	1 2
40 503	大刀洗町	地域振興課	1 2	1	1	大刀洗町男女共同参画推進条例		2009年12月28日	2010年4月1日			第2次大刀洗町男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1 1
40 522	大木町	地域づくり課	1 2	1	1	大木町男女が認め合い社会参画を推進する条例		2018年12月10日	2019年4月1日			第3次大木町男女共同参画推進計画	2023年4月	~	2027年3月	1 1
40 362	広川町	生涯学習課 人権・同和対策係	1 2	1	2	広川町男女共同参画推進条例		2014年12月9日	2015年4月1日			第2期広川町男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2026年3月	1 1
40 601	香春町	総務課	1 2	2	1	香春町男女共同参画推進条例		2008年10月1日	2008年10月1日			第3次香春町男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2029年3月	1 1
40 602	添田町	総務課	1 1	1	1	添田町男女共同参画推進条例		2010年12月20日	2010年12月20日			第3次添田町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1 1

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)								
		担当課(室)名	所属			の有無	の連絡会議	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)		問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法			
40	604	糸田町	人権推進課	1	2	1	1	糸田町男女共同参画推進条例	2006年9月20日	2006年9月20日		第4次糸田町男女共同参画基本計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1	
40	324	川崎町	人権推進課	1	2	1	1	川崎町男女共同参画推進条例	2009年9月21日	2009年10月1日		第3次川崎町男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
40	608	大任町	総務企画財政課	1	2	2	2	大任町男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2010年12月20日		第3次大任町男女共同参画基本計画	2022年10月	~	2027年10月	1	1	
40	609	赤村	総務課	1	1	2	1	赤村男女共同参画のむらづくり条例	2011年3月15日	2011年4月1日		第3次赤村男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	2	1	
40	610	福智町	人権推進課	1	2	2	1	福智町男女共同参画推進条例	2009年3月12日	2009年6月1日		第3次福智町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
40	621	苅田町	総務課人権男女共同参画室	1	2	1	1	苅田町男女共同参画推進条例	2007年6月20日	2007年7月1日		第3次苅田町男女共同参画行動計画	2023年4月	~	2033年3月	1	1	
40	625	みやこ町	人権男女共同参画室	1	2	2	2	みやこ町男女共同参画推進条例	2011年3月14日	2011年3月14日		第2次みやこ町男女共同参画基本計画	2018年3月	~	2028年3月	1	1	
40	642	吉富町	住民課	1	2	1	1				2	第3次吉富町男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2034年3月	1	1	
40	646	上毛町	住民課	1	2	2	1	上毛町男女共同参画推進条例	2024年4月1日	2024年4月1日		第2次上毛町男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2034年3月	1	1	
40	647	築上町	人権課	1	1	2	1	築上町男女共同参画推進条例	2009年9月18日	2009年9月18日		第3次築上町男女共同参画推進基本計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	

＜選択肢回答＞

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| 所属                     | 府内連絡会議 |
| 1 首長部局                 | 1 有    |
| 2 教育委員会                | 2 無    |
| 事務所掌                   | 諮詢機関   |
| 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 | 1 有    |
| 2 1ではない                | 2 無    |

- |                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 男女共同参画に関する条例                     | 男女共同参画に関する計画                                    |
| 現在の状況                            | 女性活躍推進法の推進計画との関係                                |
| 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指す1 一体 | 1 策定予定有   |
| 2 2026年度以降の制定を目指す検討中             | 2 策定予定無   |
| 3 その他                            | 2 一体でない   |
| 4 検討していない                        | 計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記) |
|                                  | 1 単独計画として策定                                     |
|                                  | 2 総合計画の一部として策定                                  |

調査表4-2

## 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

福岡県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
		問6-1			問6-4 所在地等				問6-3 施設形態	問6-5 管理・運営主体							
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		施設管理	事業運営						
		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者						
	18								4	14	13	4	1	14	3	1	
40 100	北九州市	北九州市立男女共同参画センター	ムーブ	8030814	北九州市小倉北区大手町11-4	093-583-3939	093-583-5107	<a href="https://www.kitakyu-move.jp/">https://www.kitakyu-move.jp/</a>	<input type="radio"/>								
40 130	福岡市	福岡市男女共同参画推進センター	アミカス	815-0083	福岡県福岡市南区高宮3丁目3-1	092-526-3755	092-526-3766	<a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/jigyouishin/life/amikas.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/jigyouishin/life/amikas.html</a>	<input type="radio"/>								
40 202	大牟田市	大牟田市男女共同参画センター		836-0862	福岡県大牟田市原山町13-3	0944-41-2611	0944-41-2869	<a href="https://www.city.omuta.lg.jp/kiji0034165/index.html">https://www.city.omuta.lg.jp/kiji0034165/index.html</a>	<input type="radio"/>								
40 203	久留米市	久留米市男女平等推進センター	なし	830-0037	福岡県久留米市諏訪野町1830-6	0942-30-7800	0942-30-7811	<a href="https://www.city.kurume.fukuoka.jp/150Ososhiki/9034danjo-c/">https://www.city.kurume.fukuoka.jp/150Ososhiki/9034danjo-c/</a>	<input type="radio"/>								
40 204	直方市																
40 205	飯塚市	飯塚市男女共同参画推進センター	サンクス	820-0041	飯塚市飯塚14番67号	0948-22-7058	0948-22-3609	<a href="https://www.city.iizuka.lg.jp/darjyo/kurashi/danjo/sunkusu.html">https://www.city.iizuka.lg.jp/darjyo/kurashi/danjo/sunkusu.html</a>	<input type="radio"/>								
40 206	田川市	田川市男女共同参画センター	ゆめっせ	826-0032	福岡県田川市平松町3番36号	0947-85-7134	0947-44-0888	<a href="https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/">https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/</a>	<input type="radio"/>								
40 207	柳川市																
40 210	八女市																
40 211	筑後市																
40 212	大川市																
40 213	行橋市	行橋市男女共同参画センター	る~ぶる	824-0005	福岡県行橋市中央一丁目9番3号(コスメイト行橋1階)	0930-26-2232	0930-26-2232	<a href="https://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/site/danjokyodo/">https://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/site/danjokyodo/</a>	<input type="radio"/>								
40 214	豊前市	ハートピアぶぜん		828-8501	福岡県豊前市大字吉木955番地	0979-82-0509	0979-82-0509	<a href="https://www.city.buzen.lg.jp/sisetu/roudousya/ha-topiabuzen.html">https://www.city.buzen.lg.jp/sisetu/roudousya/ha-topiabuzen.html</a>	<input type="radio"/>								
40 215	中間市																
40 216	小郡市																
40 217	筑紫野市	筑紫野市男女共同推進センター	らーふる	818-0057	福岡県筑紫野市二日市南1-9-3	092-918-1311	092-921-8666	<a href="https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soshiki/9/3149.html">https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soshiki/9/3149.html</a>	<input type="radio"/>								
40 218	春日市	春日市男女共同参画・消費生活センター	じょなさん	816-0806	福岡県春日市光町1-73	092-584-1201	092-584-1181	<a href="https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/kurashi/danjo/danjo/1010063/index.html">https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/kurashi/danjo/danjo/1010063/index.html</a>	<input type="radio"/>								

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)									問6-5 管理・運営主体					
		問6-1			問6-4 所在地等						問6-3 施設形態			施設管理		
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
40	219 大野城市	大野城まどかぴあ男女平等推進センター	アスカーラ	816-0934	福岡県大野城市曙町2丁目3番1号	092-586-4030	092-586-4031	<a href="https://www.madokapia.or.jp/danjo_byodo/">https://www.madokapia.or.jp/danjo_byodo/</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
40	220 宗像市	宗像市男女共同参画推進センター	ゆい	811-3437	福岡県宗像市久原180	0940-36-0250	0940-36-0269	<a href="https://city-munakata.lg.jp/map/220/030/21501210137.html">https://city-munakata.lg.jp/map/220/030/21501210137.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
40	221 太宰府市	太宰府市男女共同参画推進センタールミナス	ルミナス	818-0102	福岡県太宰府市白川2番2号	092-925-5404	092-925-5404	<a href="https://dazaifu-ruminas.jp/">https://dazaifu-ruminas.jp/</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
40	223 古賀市															
40	224 福津市															
40	225 うきは市	うきは市男女共同参画センター	だんだん	8391393	福岡県うきは市吉井町新治316	0943-77-2661	0943-77-5557		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
40	226 宮若市															
40	227 嘉麻市															
40	228 朝倉市	朝倉市男女共同参画センター	あすみん	838-1592	福岡県朝倉市杷木池田483-1	0946-28-7595	0946-63-3569	<a href="https://www.city.asakura.lg.jp/www/gene/1000000000141/index.html">https://www.city.asakura.lg.jp/www/gene/1000000000141/index.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
40	229 みやま市															
40	230 糸島市	糸島市男女共同参画センター ラボール	ラボール	819-1117	福岡県糸島市前原西一丁目1番2号	092-324-2800	092-324-2800	<a href="https://www.city.itoshima.lg.jp/s019/010/010/010/index.html">https://www.city.itoshima.lg.jp/s019/010/010/010/index.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
40	231 那珂川市	那珂川市男女共同参画推進センター あいなか	あいなか	811-1242	福岡県那珂川市西隈1丁目1-1	092-953-2211		<a href="https://www.city.nakagawa.lg.jp/soshiki/9/ainaka-center.html">https://www.city.nakagawa.lg.jp/soshiki/9/ainaka-center.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
40	341 宇美町															
40	342 篠栗町															
40	343 志免町															
40	344 須恵町															
40	345 新宮町															
40	348 久山町															
40	349 粕屋町															
40	381 芦屋町															
40	382 水巻町															
40	383 岡垣町															
40	384 遠賀町															
40	401 小竹町															
40	402 鞍手町															
40	421 桂川町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)									問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体					
			問6-1			問6-4 所在地等								施設管理		事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
40	447	筑前町	筑前町男女共同参画センター	リブラ	838-0816	福岡県朝倉郡筑前町新町440	0946-22-3996	0946-23-1533	<a href="https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp">https://www.town.chikuzen.fukuoka.jp</a>	<input type="radio"/>								
40	448	東峰村																
40	503	大刀洗町																
40	522	大木町																
40	362	広川町																
40	601	香春町																
40	602	添田町																
40	604	糸田町																
40	324	川崎町																
40	608	大任町																
40	609	赤村																
40	610	福智町																
40	621	苅田町																
40	625	みやこ町																
40	642	吉富町																
40	646	上毛町																
40	647	築上町																

### 調査表4-2

## 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

## 福岡県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
		問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業								
				設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携 ・協 働	2 広報 啓発	3 講座	4 相談 事業	5 実態 把握	6 調査 研究	7 国際 交流	8 情報 収集	9 苦情 処理
40	231	那珂川市 あいなか	那珂川市男女共同参画推進センター	2011年4月1日	○	○	○	3			○							
40	341	宇美町																
40	342	篠栗町																
40	343	志免町																
40	344	須恵町																
40	345	新宮町																
40	348	久山町																
40	349	粕屋町																
40	381	芦屋町																
40	382	水巻町					○											
40	383	岡垣町					○											
40	384	遠賀町																
40	401	小竹町																
40	402	鞍手町					○											
40	421	桂川町																
40	447	筑前町	筑前町男女共同参画センター	2012年4月1日	○				3	13,289	○	○	○			○		
40	448	東峰村																
40	503	大刀洗町																
40	522	大木町																
40	362	広川町																
40	601	香春町																
40	602	添田町																
40	604	糸田町																
40	324	川崎町																
40	608	大任町																
40	609	赤村																
40	610	福智町																
40	621	苅田町																
40	625	みやこ町																
40	642	吉富町																
40	646	上毛町																
40	647	築上町																

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

福岡県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)															
		問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
		宣言年月日	宣言名称	宣言の形態																
		12			29	1	3.4	34	5	14.7	30	1	3.3	28	1	3.6	7,699	918	11.9	
40 100	北九州市				1	0	0.0	3	1	33.3							2718	572	21.0	
40 130	福岡市				1	0	0.0	3	1	33.3							152	13	8.6	
40 202	大牟田市				1	0	0.0	2	1	50.0							340	68	20.0	
40 203	久留米市	1988年10月1日	久留米女性憲章	1	1	0	0.0	2	0	0.0							661	73	11.0	
40 204	直方市				1	0	0.0	1	1	100.0							100	5	5.0	
40 205	飯塚市				1	0	0.0	2	1	50.0							267	18	6.7	
40 206	田川市				1	0	0.0	1	0	0.0							99	6	6.1	
40 207	柳川市				1	0	0.0	1	0	0.0							324	12	3.7	
40 210	八女市	2007年3月24日	八女市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							184	0	0.0	
40 211	筑後市				1	0	0.0	1	0	0.0							75	1	1.3	
40 212	大川市				1	0	0.0	0	0								51	1	2.0	
40 213	行橋市	2005年11月5日	ともに輝く男女共同参画都市ゆくはし宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							183	4	2.2	
40 214	豊前市				1	0	0.0	0	0								125	5	4.0	
40 215	中間市				1	0	0.0	1	0	0.0							61	9	14.8	
40 216	小郡市				1	0	0.0	1	0	0.0							62	1	1.6	
40 217	筑紫野市	2003年2月16日	筑紫野市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							82	6	7.3	
40 218	春日市	1999年9月24日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							35	4	11.4	
40 219	大野城市	1997年6月18日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							28	2	7.1	
40 220	宗像市				1	1	100.0	1	0	0.0							141	11	7.8	
40 221	太宰府市				1	0	0.0	1	0	0.0							44	5	11.4	
40 223	古賀市				1	0	0.0	1	0	0.0							46	4	8.7	
40 224	福津市	2003年9月20日	福津市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							103	10	9.7	
40 225	うきは市				1	0	0.0	1	0	0.0							11	1	9.1	
40 226	宮若市				1	0	0.0	1	0	0.0							85	4	4.7	
40 227	嘉麻市				1	0	0.0	1	0	0.0							110	16	14.5	
40 228	朝倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							223	5	2.2	
40 229	みやま市				1	0	0.0	1	0	0.0							150	2	1.3	
40 230	糸島市	2016年3月25日	糸島市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							164	5	3.0	
40 231	那珂川市	2006年11月23日	那珂川市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							37	2	5.4	
40 341	宇美町											1	0	0.0	2	0	0.0	48	5	10.4
40 342	篠栗町											1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
40 343	志免町											1	0	0.0	1	0	0.0	29	6	20.7
40 344	須恵町											1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
40 345	新宮町											1	0	0.0	1	0	0.0	24	4	16.7
40 348	久山町											1	0	0.0	1	1	100.0			
40 349	粕屋町											1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
40 381	芦屋町											1	0	0.0	1	0	0.0	30	4	13.3
40 382	水巻町											1	0	0.0	1	0	0.0	31	2	6.5
40 383	岡垣町											1	0	0.0	1	0	0.0	56	3	5.4
40 384	遠賀町											1	0	0.0	1	0	0.0	23	2	8.7
40 401	小竹町											1	1	100.0	0	0		18	1	5.6

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)															
			問7-1				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)															
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市長数	うち女性副市長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	副町長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数
40	402	鞍手町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0		
40	421	桂川町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	2	5.9		
40	447	筑前町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0		
40	448	東峰村																				
40	503	大刀洗町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0		
40	522	大木町										1	0	0.0	1	0	0.0	45	0	0.0		
40	362	広川町										1	0	0.0	1	0	0.0					
40	601	香春町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	2	4.7		
40	602	添田町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	1	2.9		
40	604	糸田町	2019年2月5日	女性大活躍推進宣言(女性の大活躍推進福岡県会議)	1							1	0	0.0	1	0	0.0	21	2	9.5		
40	324	川崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	4	9.5		
40	608	大任町										1	0	0.0	0	0	0		1	0	0.0	
40	609	赤村										1	0	0.0	0	0	0		7	0	0.0	
40	610	福智町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	4	4.9		
40	621	苅田町	2005年12月4日	苅田町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	48	1	2.1		
40	625	みやこ町										1	0	0.0	1	0	0.0	113	4	3.5		
40	642	吉富町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	1	5.0		
40	646	上毛町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	1	2.4		
40	647	築上町	2007年6月5日	男女共同参画推進宣言の町	2							1	0	0.0	1	0	0.0	66	4	6.1		

＜選択肢回答＞

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

福岡県

調査時点コード			1	2025年4月1日	2	その他
---------	--	--	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード										
		問8-1			問8-2									(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																						
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他								
					1,854	1,679	21,956	7,881	35.9		1,761	1,622	20,973	7,453	35.5	332	238	1,920	457	23.8	1,143	223	19.5	1,191	225	18.9												
	小計										1,752	1,613	20,366	7,267	35.7	325	237	1,899	456	24.0																		
40	100 北九州市	50.0	2028年6月	市付属機関等における女性委員の比率:50%維持(令和10年度まで)	90	90	1,416	703	49.6	法律又は法令、条例、要綱等により設置されている審議会及び市政運営上の会合等	65	65	1,324	641	48.4	6	4	104	20	19.2	59	19	32.2	60	19	31.7	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日						
40	130 福岡市	40.0	2025年8月		51	51	859	352	41.0	法律・法令及び条例に基づき設置している審議会等(行政委員会を除く)	72	72	1,525	571	37.4	6	6	97	19	19.6	48	7	14.6	49	7	14.3	2	2025年8月1日	2	2025年8月1日	2	2025年8月1日						
40	202 大牟田市	40.0	2028年3月		49	44	502	180	35.9	地方自治法202条の3(法令・条例)に基づいて設置されている審議会等	49	44	502	180	35.9	6	3	31	6	19.4	34	10	29.4	35	10	28.6	1			1		1						
40	203 久留米市	50.0	2025年4月		109	109	1,584	704	44.4	附属機関並びに要綱及び規定により設置された審議会、委員会、協議会、その他の審議会、研究、審議、協議等の為の機関	77	77	1,084	495	45.7	6	6	49	15	30.6	38	8	21.1	39	8	20.5	1			1		1						
40	204 直方市	40.0	2028年3月		48	42	628	223	35.5	地方自治法第202条の3、第180条の5その他の審議会・委員	35	31	414	137	33.1	6	5	37	8	21.6	31	4	12.9	32	4	12.5	1			1		1						
40	205 飯塚市		2027年3月	40%～60%□	81	80	1,425	546	38.3	地方自治法第202条の3に基づくもののほか市民参画による6審議会	75	75	851	329	38.7	6	5	42	13	31.0	36	10	27.8	37	10	27.0	1			1		1						
40	206 田川市	35.0	2027年3月		36	34	337	101	30.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会	36	34	353	108	30.6	6	6	38	10	26.3	28	2	7.1	29	2	6.9	1			1		1						
40	207 柳川市	30.0	2028年3月		57	49	889	208	23.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	55	48	798	210	26.3	6	2	35	3	8.6	27	2	7.4	28	2	7.1	1			1		1						
40	210 八女市	40.0	2026年3月		42	41	539	157	29.1	地方自治法第180条の5に基づく委員会等及び第202条の3に基づく審議会等	10	10	161	56	34.8	6	6	40	8	20.0	26	8	30.8	27	8	29.6	1			1		1						
40	211 筑後市	35.0	2027年3月	R6～R8の平均	26	25	276	108	39.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会	26	25	276	108	39.1	6	5	32	9	28.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1			1		1						
40	212 大川市	40.0	2026年3月		17	14	190	55	28.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	10	8	136	37	27.2	6	5	30	7	23.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1			1		1						
40	213 行橋市	40.0	2035年3月		63	51	975	346	35.5		12	9	112	35	31.3	6	5	29	9	31.0	26	5	19.2	27	5	18.5	1			1		1						
40	214 豊前市				0	0	0	0			24	20	236	73	30.9	6	5	28	8	28.6	16	2	12.5	17	2	11.8	1			1		1						
40	215 中間市				0	0	0	0			28	25	368	130	35.3	6	5	21	7	33.3	31	4	12.9	32	4	12.5	1			1		1						
40	216 小郡市	40.0	2034年3月		31	30	345	129	37.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	31	30	345	129	37.4	6	5	44	13	29.5	21	5	23.8	22	5	22.7	1			1		1						
40	217 筑紫野市	40.0	2028年3月		33	33	334	122	36.5	地方自治法第202条の3に基づくもの	33	33	334	122	36.5	5	5	34	8	23.5	24	4	16.7	25	4	16.0	1			1		1						
40	218 春日市				0	0	0	0			26	24	271	75	27.7	5	4	23	7	30.4	19	3	15.8	20	3	15.0	2	2025年8月31日	2	2025年8月31日	1							
40	219 大野城市	50.0	2028年3月		33	33	332	145	43.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会、規則・要綱等に基づく審議会等	33	33	332	145	43.7	5	5	26	8	30.8	29	11	37.9	30	11	36.7	1			1		1		</td				

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1				調査時点コード										
		問8-1			問8-2				(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		調査時点コード										
		目標 値 (%)	目標 達成 期限	目標 値	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	うち 女 性 委 員 数		性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)								
40 341	宇美町	40.0	2028年3月		22	17	203	56	27.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会等と同じ	22	17	203	56	27.6	5	2	27	5	18.5	17	3	17.6	18	3	16.7	1		1		1
40 342	篠栗町	40.0	2027年3月		24	19	208	63	30.3		20	17	195	56	28.7	6	3	27	9	33.3	27	4	14.8	28	4	14.3	1		1		1
40 343	志免町		2035年3月	40%以上	25	24	305	116	38.0	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	25	24	305	116	38.0	5	4	27	9	33.3	27	7	25.9	28	7	25.0	1		1		1
40 344	須恵町	30.0	2029年3月		17	11	161	24	14.9		12	9	106	22	20.8	5	3	23	4	17.4	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1		1
40 345	新宮町		2028年3月	具体的な数値目標はないが、2025年時点より上昇を目標とする。	17	10	218	58	26.6		16	10	218	58	26.6	5	3	26	6	23.1						1		1	1		
40 348	久山町	40.0	2028年3月		10	5	113	37	32.7		6	5	99	35	35.4	5	2	25	3	12.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1
40 349	柏原町	50.0	2025年3月末		31	26	310	118	38.1	地方自治法第202条の3及び規則・要綱に基づく審議会等	27	22	255	94	36.9	5	5	27	10	37.0	19	6	31.6	20	6	30.0	1		1		1
40 381	芦屋町	30.0	2028年3月		36	33	327	92	28.1	すべて	36	33	327	92	28.1	5	4	21	5	23.8				0	0	0.0	1		1		1
40 382	水巻町	35.0	2029年3月		44	35	533	164	30.8	地方自治法の規定に基づかないものも含む全て	33	27	422	144	34.1	5	3	25	6	24.0	22	1	4.5	23	1	4.3	1		1		1
40 383	岡垣町	40.0	2031年3月	40	29	29	295	107	36.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	29	29	295	107	36.3	5	4	25	6	24.0	17	3	17.6	18	3	16.7	1		1		1
40 384	遠賀町	40.0	2024年3月		37	36	322	117	36.3	地方自治法(202条の3)に基づく審議会等(広域を除く)	37	36	322	117	36.3	5	3	29	5	17.2	24	6	25.0	25	6	24.0	1		1		1
40 401	小竹町	40.0	2029年3月		29	28	244	83	34.0		24	24	223	77	34.5	5	4	21	6	28.6	24	3	12.5	25	4	16.0	1		1		1
40 402	鞍手町	40.0	2028年3月	委員全体の4割を目標とすること。	32	25	311	78	25.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会	32	25	311	78	25.1	5	2	31	7	22.6	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1
40 421	桂川町	30.0	2026年3月		17	14	181	46	25.4		17	15	181	46	25.4	6	4	29	7	24.1	22	3	13.6	23	3	13.0	1		1		1
40 447	筑前町	42.0	2026年3月		32	29	425	171	40.2	地方自治法第202条の3	32	29	425	171	40.2	5	4	32	7	21.9	14	1	7.1	15	1	6.7	1		1		1
40 448	東峰村	30.0	2022年4月																												
40 503	大刀洗町	50.0	2031年3月		27	21	255	63	24.7		13	11	136	38	27.9	5	3	34	4	11.8	19	3	15.8	20	3	15.0	1		1		1
40 522	大木町				14	14	146	54	37.0		14	14	146	54	37.0	6	5	34	11	32.4	29	7	24.1	30	7	23.3	1		1		1
40 362	広川町	30.0	2028年3月		34	29	237	74	31.2	町が設置する全ての審議会・委員会	13	9	108	34	31.5	6	4	30	6	20.0	23	3	13.0	24	3	12.5	1		1		1
40 601	香春町				28	19	239	54	22.6		23	16	213	49	23.0	5	3	26	5	19.2	7	0	0.0	8	0	0.0	1		1		1
40 602	添田町	26.0	2027年3月		31	22	234	54	23.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	31	24	234	54	23.1	6	5	33	8	30.8	8	1	12.5	9	1	11.1	1		1		1
40 604	糸田町	30.0	2029年3月		19	18	171	64	37.4		24	23	231	95	41.1	5	4	25	8	32.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1
40 324	川崎町				0	0	0	0	0		12	10	95	24	25.3	5	3	26	6	23.1	9	1	11.1	10	1	10.0	1		1		1
40 608	大任町				0	0	0	0	0		7	3	65	9	13.8	5	3	23	6	26.1	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1

#### 調査表4-4

## 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

## 福岡県

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数		審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)
	須恵町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	新宮町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	久山町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	粕屋町							0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0	0	0	0.0
	芦屋町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	水巻町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	岡垣町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	遠賀町							1	1	66	27	40.9	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小竹町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	鞍手町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	桂川町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	筑前町							1	1	15	4	26.7	1	0	3	0	0	0	0	0.0
	東峰村																			
	大刀洗町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	大木町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	広川町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	香春町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	添田町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	糸田町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	川崎町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	大任町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	赤村							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	福智町							0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	1	3	1	33.3
	苅田町							1	1	95	28	29.5	1	0	3	0	0	0	0	0.0
	みやこ町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	吉富町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	上毛町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	築上町							0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0

#### 調査表4-4

### 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

福岡県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	市名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5				
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						その他			防災部局職員管理	うち管理職数																					
			管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち一般行政職	管理職総数	うち女性職管数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)						
40100	北九州市	671	117	17.4	603	110	18.2	158	24	15.2	145	22	15.2	0	0	0.0	0	0	0.0	513	93	18.1	458	88	19.2	0	0	0.0	0	0	0.0	1,478	381	25.8	1,253	306	24.4	1	33	4	12.1	5	1	20.0	1	
40130	福岡市	742	148	19.9	598	124	20.7	179	32	17.9	148	29	19.6	0	0	0.0	0	0	0.0	563	116	20.6	450	95	21.1	0	0	0.0	0	0	0.0	2,035	609	29.9	1,582	512	32.4	2	2025年5月1日	36	7	19.4	7	1	14.3	2
40202	大牟田市	101	17	16.8	88	16	18.2	12	1	8.3	10	1	10.0	19	3	15.8	17	3	17.6	70	13	18.6	61	12	19.7	19	3	15.8	12	2	16.7	226	66	29.2	148	55	37.2	1								
40203	久留米市	248	48	19.4	235	42	17.9	26	5	19.2	25	4	16.0	41	6	14.6	38	5	13.2	181	37	20.4	172	33	19.2	268	78	29.1	246	62	25.2	409	143	35.0	345	98	28.4	1								
40204	直方市	42	5	11.9	37	5	13.5	6	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	5	13.9	32	5	15.6	0	0	0.0	0	0	0.0	89	12	13.5	78	12	15.4	1								
40205	飯塚市	79	12	15.2	74	10	13.5	10	2	20.0	10	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	59	10	16.9	55	8	14.5	66	24	36.4	55	18	32.7	166	51	30.7	145	39	26.9	1								
40206	田川市	48	5	10.4	39	5	12.8	7	1	14.3	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	41	4	9.8	33	4	12.1	44	9	20.5	37	5	13.5	101	28	27.7	66	17	25.8	1								
40207	柳川市	52	5	9.6	43	5	11.6	9	1	11.1	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	43	4	9.3	36	4	11.1	50	5	10.0	39	2	5.1	78	18	23.1	57	14	24.6	1								
40210	八女市	45	11	24.4	43	11	25.6	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	37	10	27.0	35	10	28.6	83	27	32.5	66	17	25.8	82	30	36.6	51	11	21.6	1								
40211	筑後市	40	10	25.0	34	10	29.4	7	3	42.9	6	3	50.0	0	0	0.0	0	0	0.0	33	7	21.2	28	7	25.0	10	2	20.0	9	2	22.2	67	22	32.8	51	17	33.3	1								
40212	大川市	24	4	16.7	20	3	15.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	4	16.7	20	3	15.0	37	9	24.3	34	9	26.5	29	6	20.7	26	6	23.1	1								
40213	行橋市	60	6	10.0	41	5	12.2	11	1	9.1	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	49	5	10.2	33	4	12.1	7	0	0.0	7	0	0.0	104	17	16.3	66	12	18.2	1								
40214	豊前市	22	4	18.2	19	4	21.1	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	4	22.2	15	4	26.7	13	3	23.1	12	2	16.7	59	17	28.8	50	14	28.0	1								
40215	中間市	55	4	7.3	44	4	9.1	14	1	7.1	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	41	3	7.3	32	3	9.4	26	4	15.4	20	3	15.0	74	16	21.6	52	12	23.1	1								
40216	小郡市	46	13	28.3	46	13	28.3	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	39	12	30.8	39	12	30.8	8	4	50.0	8	2	23.0	82	23	28.0	23	1	28.0	1								
40217	筑紫野市	51	14	27.5	42	9	21.4	9	2	22.2	9	2	22.2	0	0	0.0	0	0	0.0	42	12	28.6	33	7	21.2	1	1	100.0	0	0	0.0	76	21	27.6	60	12	20.0	1								
40218	春日市	50	14	28.0	50	14	28.0	10	2	20.0	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	40	12	30.0	40	12	30.0	38	11	28.9	38	11	28.9	41	15	36.6	41	15	36.6	1								
40219	大野城市	64	11	17.2	64	11	17.2	12	1	8.3	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	52	10	19.2	52	10	19.2	0	0	0.0	0	0	0.0	95	24	25.3	95	24	25.3	1								
40220	宗像市	71	14	19.7	65	14	21.5	17	2	11.8	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	54	12	22.2	49	12	24.5	35	18	51.4	32	18	56.3	78	22	28.2	69	20	29.0	1								
40221	太宰府市	50	8	16.0	41	7	17.1	11	1	9.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	39	7	17.9	32	6	18.8	85	29	34.1	65	16	24.6	26	17	65.4												

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

福岡県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
都道府県	市町村	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、取得する事が可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つをつけてください。								
ココロ	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例			議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つをつけてください。								
ドド		36	1の合計	57	0	55	6		55	55	55	56	53	30				
		10	2の合計	1	48	2	51		1	1	1	1	3	2				
		2	3の合計	0	7		0		0	0	0	0	0	0				
		11	4の合計	1	2		3	3	3	3	3	2	3	1				
40 100	北九州市	1	職員の旧姓使用について(通知)	北九州市議会	1	2	1	北九州市議会会議規則										
			職員が婚姻等により氏を改めた後も、それ以前に使用していた氏を引き続き使用できることになりました。					第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第83条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
40 130	福岡市	1	福岡市職員の氏名の変更及び旧姓使用に係る取扱要綱	福岡市議会	1	4	2											
			第2条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等において旧姓を使用することができる。 (1) 文書等において旧姓を使用することにより、法令、条例等の規定に違反するおそれがある場合 (2) 文書等において旧姓を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑な事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合 (3) 前2条に掲げるもののほか、実務上特段の支障が生じると認められる場合						4	1	4	1	1	2				
40 202	大牟田市	1	大牟田市職員旧姓使用取扱要綱	大牟田市議会	1	2	1	大牟田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
40 203	久留米市	1	久留米市職員旧姓使用取扱要綱	久留米市議会	1	2	1	久留米市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
40 204	直方市	1	直方市職員の旧姓使用に関する要綱	直方市議会	1	4	1	直方市議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条(略) 2 議員は、出産のために出席できないときは、期間を定めて、あらかじめ議長に欠席届を出すことができる。 3 前項の期間は、直方市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する規則(昭和38年直方市規則第4号)別表第3中、16の期間の欄第1号及び第2号に規定する期間以内とする。	2				1	1	1	1	1	1
40 205	飯塚市	1	飯塚市職員の旧姓使用に関する要綱	飯塚市議会	1	2	1	飯塚市議会会議規則 第1章会議 第1節総則(参考) 第2条第2号 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
40 206	田川市	4		田川市議会	1	2	1	田川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1			田川市議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が自己都合、疾病等により、市議会の会議等を長期間にわたり欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬額に市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員が引き続き欠席した期間」という。)に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を、減額して支給するものとする。 議員が引き続き欠席した期間の区分 減額割合 90日を超える日以下であるとき 100分の20 180日を超える日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の80 2 前項の規定は、議員が引き続き欠席した期間が90日を超える日の属する月の翌月から、市議会の会議等に出席した日の属する月まで適用する。ただし、減額する月に議員資格を失う等受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬の減額を行なう場合において、当該月内で議員報酬の減額割合が異なるときは、減額割合の高い方を適用する。	1	1	1	1	1	1

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
都道府県	市区町村	議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7											
柳川市	柳川市議会	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点から次の事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。												
柳川市	柳川市議会	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	1. 配偶者の出産 2. 育児 3. 家族の看護 4. 家族の介護 5. 疾病 6. その他												
40 207	柳川市	1	柳川市職員旧姓使用取扱要綱  第1条 ここの訓令は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに際して、旧姓を使用する職員と実在する職員との同一性を確保するとともに、使用する旧姓を対外的に明らかにするための措置その他必要な事項を定めるものとする。	柳川市議会	1	3	1	柳川市議会議規則  第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1					
40 210	八女市	1	八女市職員の旧姓使用取扱い要綱  第3条 使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1の基準に該当するものとし、別表第2の基準に該当する文書等については、使用を認めないものとする。	八女市議会	1	3	1	八女市議会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		八女市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例  (議員報酬の不支給等) 第3条 議員が任期中の連続する2回の定例会及び当該2回の定例会の間に開かれる会議等全てを欠席したときは、当該議員には、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以後の議員報酬は、支給しない。ただし、公務上の災害等、結核性疾患その他これらに類するものとして議長が認める理由による欠席については、この限りでない。 2 前項の規定により議員報酬を支給しないこととされた議員が会議等に出席したときは、当該出席した日の属する月以後の議員報酬は、支給する。	1	1	1	1	1	1			
40 211	筑後市	1	筑後市職員の旧姓使用取扱要綱  (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに際し必要な事項を定めることを目的とする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時に任用される職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者の承認を受けなければならない。 2 旧姓使用承認申請書を受理した任命権者は、氏名変更届とともに、市長に合議するものとする。 (承認の通知) 第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 (他の部局へ異動した者の取扱い) 第7条 旧姓の使用の承認を受けた職員が他の部局に異動した後も引き続き旧姓を使用するものは、旧姓使用者異動届(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。 2 前項の旧姓使用者異動届は、旧姓使用の承認を受けていたことを証する書類の写しを添え、所属長を経て提出するものとする。この場合においては、第4条第1項及び第5条の規定は適用しない。 (責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民、他の職員等に誤解や混乱が生じないように努力しなければならない。 (委任) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、市長公室長が別に定める。 (附則) この告示は、平成13年10月1日から施行する。 附則(平成15年3月28日告示第34号) この告示は、平成15年4月1日から施行する。 附則(平成16年3月25日告示第38号) この告示は、平成16年4月1日から施行する。 別表第1(旧姓を使用することができる文書等) 基準1 1 専ら組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるもの(事務引継書、回覧用紙、起案文書、決裁に係る押印、業務日誌) 2 職員の権利、義務に係るもの等であるが、組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確認が容易にできるもの(休眠票、出張命令書、復命書、育児休業承認申請書、週休日の振替申請書、時間外勤務命令書、職務免除申請書の名簿、當利企業従事許可申請書) 2 財務会計帳票及び証拠書類のうち専ら組織内部で使用する文書(請求行為に係るもの及び委任事務に係る受任者の決裁を除く。) 3 対外的なものであるが、氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの(職員録、職員配置表、事務分担表、名札、名刺) 別表第2(旧姓を使用することができない文書) 基準2 1 公務員の身分関係に係わるもの(印令書、履歴書、宣誓書、辞職願、異動等の申告書、専従許可、休憩関係文書、病気休暇関係文書、法令等に基づく身分証明書(旧姓を併記することができる。) 2 職員の権利、義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの(給与明細書、源泉徴収票、諸手当届、認定申請書)、共済組合に係る文書、公務災害に係る文書、各種研修関係文書、各種健康診断関係文書 2 財務会計帳票及び証拠書類及び委任事務に係る受任者の決裁(例 旅費請求書、資金前渡職員氏名等) 3 公権力の行使に係るもの 1 許認可、立入検査、徴税等法令等に基づく行政処分に係る文書(例 差押調書等) 2 その他職員の身に基づいて行う体外的な行政行為に係る文書	筑後市議会	1	3	1	筑後市議会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1				

都道府県市区町村			市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
都道府	市区町村	議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7						
	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の理由について~4ついずれか一つに○をつけてください。							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定はない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
40 212 大川市	1	大川市職員旧姓使用取扱要綱 (使用及び範囲) 第3条 任命権者は、別表第1に掲げる文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申請があったときは、旧姓の使用を認めるものとする。	大川市議会	1	3	1	大川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できない時は、出産予定日の8週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日時8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
40 213 行橋市	1	行橋市職員旧姓使用取扱要綱(内規) (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關する事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、市長部局に勤務する一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがない、かつ職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準の1から3までいいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準の1から3までのいいずれかに該当する文書等については使用を認めるものとする。	行橋市議会	1	2	1	行橋市議会会議規則 (欠席の届出) 第1条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
40 214 豊前市	4		豊前市議会	1	2	1	豊前市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
40 215 中間市	1	中間市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準の1から3までいいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準の1から3までのいいずれかに該当する文書等についてでは、使用を認めないものとする。	中間市議会	1	2	1	中間市議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
40 216 小郡市	1	小郡市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法律及び条例等(以下「法令」という。)の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用する文書等であつて、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱の生ずるおそれのないものに限り、旧姓を使用することができる。	小郡市議会	1	2	1	小郡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		小郡市議員の議員報酬等の特例に関する条例 第2条 議員が任期中の連続する2回の市議会定例会(以下「定例会」という。)を欠席したときは、当該2回目の定例会の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。 (※産前産後休暇期間に限ったものではない)	1	1	1	1	1
40 217 筑紫野市	1	筑紫野市職員の旧姓使用に関する取扱要領 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 【第2条以下略】	筑紫野市議会	1	2	1	筑紫野市議会会議規則 (欠席の届出) 第1条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
40 218 春日市	1	春日市職員の旧姓使用に関する要綱 全文	春日市議会	1	2	1	春日市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席。遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
40 219 大野城市	1	大野城市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね次に掲げる基準に該当するものとする。 (1)専ら組織内部で使用される文書等で、かつ、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの (2)職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原則とする係争のおそれがないもの (3)対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの 2次に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (1)職員の身分関係に關わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (2)職員の権利義務関係に關わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (3)公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの 3前2項に掲げるいすれの基準にも該当しないと考えられる文書等について、は、職務遂行、又は事務処理上の影響等を考慮し、市長が旧姓の使用の可否を決定する。	大野城市議会	1	2	1	大野城市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第90条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
都道府県	市区町村	議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7												
宮崎県	宮崎市	宮崎市議会	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点から次の事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。												
福岡県	福岡市	福岡市議会	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	1. 配偶者の出産 2. 育児 3. 家族の看護 4. 家族の介護 5. 疾病 6. その他												
宮崎県	都城市	都城市議会	2	宗像市	1	2	1	宗像市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
宮崎県	太宰府市	太宰府市議会	1	太宰府市職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨)	1	2	1	太宰府市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
宮崎県	古賀市	古賀市議会	2	第1条 この要綱は、職員(太宰府市臨時職員に関する規則の規定に基づき任用される職員を除く。)の互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	1	2	1	古賀市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
宮崎県	福津市	福津市議会	1	福津市職員旧姓使用取扱規程 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)により、所属長を経て市長に届け出るものとする。 2 市長は、前項の届出を受理したときは、旧姓を使用することを認めるものとする。	1	2	1	福津市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
宮崎県	うきは市	うきは市議会	1	うきは市職員の旧姓等使用に関する要綱 第1条 この訓令は、職員が戸籍上の氏名以外の氏名を職場において使用することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。	1	3	1	うきは市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
宮崎県	宮若市	宮若市議会	2	(旧姓使用承認)第2条 職員は、婚姻(離婚を含む。)若しくは養子縁組等により戸籍上の氏を改め、又は元の氏に復する場合において、業務に関して引き継ぎ改氏前の氏(元の氏を含む。以下「旧姓」という。)を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所属長及び人事秘書課長を経由して、任命権者の承認を得なければならない。	4		1	宮若市議会会議規則 第2条 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
宮崎県	嘉麻市	嘉麻市議会	1	嘉麻市職員の旧姓使用に関する規定 (旧姓使用承認)第2条 職員は、婚姻(離婚を含む。)若しくは養子縁組等により戸籍上の氏を改め、又は元の氏に復する場合において、業務に関して引き継ぎ改氏前の氏(元の氏を含む。以下「旧姓」という。)を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所属長及び人事秘書課長を経由して、任命権者の承認を得なければならない。	4		1	朝倉市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
宮崎県	朝倉市	朝倉市議会	2		1	2	1	みやま市議会会議規則 第2条第2項、第91条第2項	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
宮崎県	みやま市	みやま市議会	4		1	3	1		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

都道府県市区町村			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
都道府	市区町	市区町	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4ついずれか一つに○をつけてください。											
県	村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他											
コ	コ	コ	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド						
40	230	糸島市	糸島市の旧姓使用に関する規程  第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがないか、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等とし、おおむね次に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 重い市の内部で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるものとし。 (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原則とする政令のおそれがないものとし。 (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまる文書等で、特別な法律関係を生じさせるおそれがないものとし。 (4) 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	糸島市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	糸島市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	糸島市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例  (議員報酬の減額等) 第3条の2 議員が連続する2回の定例会の会議全てを次に掲げる事由以外の事由により欠席したときは、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の当該議員の議員報酬の減額は、前各条の規定にかかわらず、これらの条に定める議員報酬の月額に100分の50を乗じて得た額とする。 (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成22年糸島市条例第43号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたものであると認定した災害。 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者である場合。 (3) 女性の議員が出産し、当該出産から引き続き定例会に出席せず、当該出産した子の育児をする場合。 2. 議員が前項の規定の適用を受けている場合において、当該議員が連続する4回の定例会の会議全てを同項各号に掲げる事由以外の事由により欠席したときは、前2条の規定にかかわらず、当該議員には、当該4回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。 3. 議員が連続する4回の定例会の会議全てを第1項各号に掲げる事由により欠席したときは、当該4回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬の月額は、前2条の規定にかかわらず、これらの条に定める議員報酬の月額に100分の50を乗じて得た額とする。 4. 議員が前項の規定の適用を受けている場合において、当該議員が連続する5回の定例会の会議全てを第1項各号に掲げる事由により欠席したときは、前2条の規定にかかわらず、当該議員には、当該8回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。 5. 前各項の規定により議員報酬を減額すること若しくは支給しないこととされた議員が定例会の会議に出席したとき又は第1項若しくは第2項の規定により議員報酬を減額すること若しくは支給しないこととされた議員が第1項各号に掲げる事由により定例会の会議を欠席したときは、当該出席日又は欠席日の属する月の翌月から前2条の規定による議員報酬を支給する。	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
40	231	那珂川市	1	那珂川市職員の旧姓使用に関する要綱  第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	那珂川市議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2						1	1	1	1	1	1				
40	341	宇美町	3	那珂川市職員の旧姓使用に関する要綱  第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	宇美町議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1				
40	342	篠栗町	1	篠栗町職員旧姓使用取扱要綱  (趣旨) 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、篠栗町職員(会計年度任用職員、臨時職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用する文書等) 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、経易な文書等(以下「文書等」という。)で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	篠栗町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1				
40	343	志免町	1	志免町職員の旧姓使用に関する要綱  第1条 この要綱は、職員(再任用を含む一般職の職員をいう。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き改める前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	志免町議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1				
40	344	須恵町	2	須恵町議会会議規則  第2条第2項、前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1					

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
都道府県	市区町村	議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)						
新宮町	新宮町議会	新宮町職員の旧姓使用に関する要綱 ○新宮町職員の旧姓使用に関する要綱 平成27年1月9日 新宮町訓令第1号 改正 令和5年4月19日訓令第4号 (目的) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關する事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時に任用された職員は除く。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準に該当するものとし、別表第2に掲げる文書等には使用を認めないものとする。 (承認申請) 第4条 職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者の承認を受けなければならない。 2.前項の旧姓使用承認申請書は所属長を経て総務課長に提出するものとする。 (承認通知) 第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、総務課長は旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (使用の中止届) 第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2.旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民及び他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第8条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に關する必要な事項は、別に定める。 附 則 この訓令は、公布の日から施行し、平成26年9月1日から適用する。 附 則 令和5年4月19日訓令第4号 (施行期日) 1.この訓令は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2.この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の各訓令の規定に基づいて提出される申請書等は、この訓令による改正後の各訓令の規定に基づいて提出されたものとみなす。 3.この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の各訓令の規定に基づいて作成される用紙は、この訓令による改正後の各訓令の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。	1	2	1	新宮町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあたっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	2	2	2	2		
40348	久山町	2		1	2	1	久山町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、看護、介護、配偶者の出産補助やその他やむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあたっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席を提出することができる。	2		1	4	1	1	1	
40349	柏原町	1	柏原町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、経易な文書等(以下「文書等」という。)で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2.前項の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。ただし、別表に掲げる文書等については、従来の電算システムで対応できない文書等を除き、適宜氏名欄に戸籍上の氏を併記するものとする。 3.旧姓を使用する職員は、前2項に定める文書等の押印にも旧姓を使用することができる。 別表(第2条関係) (1)名札、名刺 (2)職場での呼称 (3)職員録、座席表、電話番号表等 (4)事務分掌表、引継書 (5)出勤簿 (6)年次有給休暇カード (7)時間外勤務命令簿 (8)出張命令簿 (9)職務委任義務免除申請書 (10)復命書 (11)起案書 (12)決裁文書(財務会計帳票を含む。) (13)上記のほか柏原町服務規程及び柏原町職員倫理規程(運用指針を含む。)で規定されている届出等(ただし、給与及び共済組合に係るものを除く。) (14)異動内申書等 (15)手当(児童手当を除く。)に係る届、認定簿等 (16)懲戒処分書及び懲戒処分説明書(戸籍上の氏名を併記) (17)町職員互助会に係る文書 (18)前各号に掲げるもののほか、法令等に基づかない文書等で町長が認めるもの	柏原町議会	1	2	1	柏原町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあたっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
都道府県	市区町村	議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7							
道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。								
ココ	ココ	明記した規定があり、認めている。 明記した規定はないが、運用上認めている。 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 明記した規定がない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	1. 配偶者の出産 2. 育児 3. 家族の看護 4. 家族の介護 5. 疾病 6. その他								
ドド	ドド	名	芦屋町議会	1	2	1	芦屋町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  (議員報酬の減額) 第4条 議員が自己都合、疾病等により、議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、議会の定例会を欠席した日から議会の定例会に出席した日の属する月の前月末までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。  欠席期間 割合 180日を超える365日以下であるとき 100分の90 365日を超えるとき 100分の80 2. 前項の規定は、欠席期間が180日又は365日を超える日の属する月の翌月から議会の定例会に出席した日の属する月の前月末まで(以下「減額月」という。)の議員報酬の月額について適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、この限りでない。  (適用除外) 第5条 議員が各号のいずれかの事由で欠席した場合は、前条の規定は適用しない。 (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第3号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたものであると認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条の規定による就業制限 (3) 災害その他個人の責めによらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準じると認めるもの	1	1	1	1	1	2	
40	381	芦屋町	3	芦屋町議会	1	2	1	水巻町議会会議規則  (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	水巻町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  (議員報酬の減額) 第4条 議員が自己都合、疾病等により、議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、議会の定例会を欠席した日から議会の定例会に出席した日の属する月の前月末までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。  欠席期間 割合 180日を超える365日以下であるとき 100分の90 365日を超えるとき 100分の80 2. 前項の規定は、欠席期間が180日又は365日を超える日の属する月の翌月から議会の定例会に出席した日の属する月の前月末まで(以下「減額月」という。)の議員報酬の月額について適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、この限りでない。  (適用除外) 第5条 議員が各号のいずれかの事由で欠席した場合は、前条の規定は適用しない。 (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第3号)第3条第2項の規定により議長が公務又は通勤により生じたものであると認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条の規定による就業制限 (3) 災害その他個人の責めによらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準じると認めるもの	1	1	1	1	1	1
40	382	水巻町	2	水巻町議会	1	2	1	岡垣町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	岡垣町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	1
40	383	岡垣町	1	岡垣町議会	1	2	1	遠賀町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	遠賀町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	2	4
40	384	遠賀町	2	遠賀町議会	1	2	1	小竹町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	小竹町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	1
40	401	小竹町	2	小竹町議会	1	2	1	鞍手町議会会議規則  第1条第2号、前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	鞍手町議会会議規則  第1条第2号、前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	1
40	402	鞍手町	4	鞍手町議会	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

都道府県市区町村			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
都道府	市区町	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4ついずれか一つに○をつけてください。									
県	村	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
40	421	桂川町	桂川町職員の旧姓使用取扱要綱 令和3年11月1日要綱第26号  (目的) 第1条 この要綱は、婚姻又はその他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き継ぎ改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。  (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員に適用する。  (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用できることができる文書等は、法令等に抵触するおそれがなく、かつ職務遂行上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。  2. 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。  (1) 職員の身分又は権利・義務に係るもので、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの (2) 公権力の行使に係るもの  (承認申請) 第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所属長及び総務課長を経て、任命権者に承認を受けなければならない。  (承認通知) 第5条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、総務課長及び所属長を経て、当該職員に通知するものとする。  (使用中止届) 第6条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長及び総務課長を経て、任命権者に提出しなければならない。  (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。  2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに當たつては、町民及び他の職員等に無用な誤解や混亂が生じることがないように努めなければならない。  (その他) 第8条 この要綱に定めるものほか、旧姓使用に關し必要な事項は、町長が別に定める。  附則 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。	桂川町議会	1	2	1	桂川町議会議規則 昭和62年6月23日議会規則第1号  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。  2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	4	1
40	447	筑前町	筑前町職員の旧姓使用に関する要綱  第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触する恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。	筑前町議会	1	3	1	筑前町議会議規則  第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後10週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	
40	448	東峰村																	
40	503	大刀洗町	4	大刀洗町議会	1	2	1	大刀洗町議会議規則  第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	

都道府県市区町村			市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。														問12-2 1を選択した場合、1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。														問12-3 1を選択した場合、1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。														問12-4 1を選択した場合、1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。														問12-5 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。														問12-6 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。														問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。														
道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7																																																																																																										
ココ	ココ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他																																																																																																				
ドド	ドド	大木町職員旧姓使用取扱要綱	(目的) 第1条 この要綱は、大木町職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用すること(以下「旧姓使用」という。)の手続に關し必要な事項を定めることを目的とする。 (旧姓使用ができないもの) 第2条 法令等により戸籍上の氏を使用することが定められたもの、旧姓使用することにより誤解及び混乱を生じるもの等については、旧姓使用をすることができない。 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓使用をしようとするときは、旧姓使用届出(様式第1号)に戸籍上の氏を改めたことを確認できる書類を添えて、これらを町長に届け出なければならない。 (旧姓使用の届出) 第4条 前条の規定により旧姓使用届出された職員(以下「旧姓使用者」という。)は、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)次項において「中止届」といふ。を町長に届け出なければならない。 (旧姓使用者の責務) 第5条 旧姓使用者は、旧姓を使用するに当たり、誤解及び混乱が生じないよう努めなければならない。 (離別) 第6条 この要綱に定めるものほか、旧姓使用に關する必要な事項は、町長が別に定める。	大木町議会	1	2	1	大木町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1																																																																																																			
40 522	大木町	1	大木町職員旧姓使用取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、大木町職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用すること(以下「旧姓使用」という。)の手続に關し必要な事項を定めることを目的とする。 (旧姓使用ができないもの) 第2条 法令等により戸籍上の氏を使用することが定められたもの、旧姓使用することにより誤解及び混乱を生じるもの等については、旧姓使用をすることができない。 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓使用をしようとするときは、旧姓使用届出(様式第1号)に戸籍上の氏を改めたことを確認できる書類を添えて、これらを町長に届け出なければならない。 (旧姓使用の届出) 第4条 前条の規定により旧姓使用届出された職員(以下「旧姓使用者」という。)は、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)次項において「中止届」といふ。を町長に届け出なければならない。 (旧姓使用者の責務) 第5条 旧姓使用者は、旧姓を使用するに当たり、誤解及び混乱が生じないよう努めなければならない。 (離別) 第6条 この要綱に定めるものほか、旧姓使用に關する必要な事項は、町長が別に定める。	大木町議会	1	2	1	大木町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1																																																																																																			
40 544	広川町	1	広川町職員の旧姓使用取扱要綱	広川町議会	1	2	1	広川町議会会議規則	2		1	1	1	1	1																																																																																																				
40 601	香春町	1	香春町職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に適用する。	香春町議会	1	2	2	香春町議会会議規則	2		1	1	1	1	1																																																																																																				
40 602	添田町	1	添田町職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の自由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	添田町議会	1	2	1	添田町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	4																																																																																																				
40 604	糸田町	1	糸田町職員の旧姓使用に関する要綱 当該要綱全体が旧姓使用を認める規定である。	糸田町議会	1	2	1	糸田町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあきらかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1																																																																																																				
40 605	川崎町	4		川崎町議会	1	2	1	川崎町議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる	2		1	1	1	1	1																																																																																																				
40 608	大任町	2		大任町議会	2						4	4	4	4	2																																																																																																				
40 609	赤村	4		赤村議会	1	2	1	赤村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1																																																																																																				
40 610	福智町	1	福智町職員旧姓使用要綱 第18号 台1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、甲子表前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	福智町議会	1	2	1	福智町議会規則第2条の2 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2		1	1	1	1	1																																																																																																				
40 621	苅田町	1	苅田町職員の旧姓使用に関する規定 第3条 職員は、文書等に旧姓を使用するときは、旧姓使用申請書を所属長を経て町長に提出し、その承認を受けなければならない。	苅田町議会	1	2	1	苅田町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2		1	1	1	1	1																																																																																																				

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。 問12-2 1.を選択した場合、取得する事が可能な休業期間は、次のうちどれか。 問12-3 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。 問12-4 1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。 問12-5 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。 問12-6 1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。 問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)																			
			議会名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他							
40625	みやこ町	4	みやこ町議会	1	2	1	みやこ町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
40642	吉富町	4	吉富町議会	1	2	1	吉富町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		吉富町議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額)  第3条 議員が長期にわたって議員活動をしない場合における議員報酬の額は、当該議員が受けるべき議員報酬の額に、次の表に掲げる議員活動をしない期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。  議員活動をしない期間 割合 90日を超える180日以下であるとき 100分の80 180日を超える365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50  2.前項の議員活動をしない期間は、当該議員又は当該議員の代理人による前条第1項の規定による届出が、議長によって受理された日から起算する。  3.第1項の規定は、議員活動をしない期間が90日、180日又は365日を超えた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以降から前条第2項に規定する届出を議長が受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)まで適用する。							1	1	1	1	1	1
40646	上毛町	4	上毛町議会	1	2	1	上毛町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		
40647	篠上町	4	篠上町議会	1	2	1	篠上町議会会議規則  第2条 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1		

調査表4-5  
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点		議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)	福岡県	研修の実施状況														
市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
				地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割														
都道府県	市区町村	問12-8 議員の利用することのできる施設が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる施設が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議員の利用することのできる施設が議会に設置または提供されているか。	問12-11 議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	問12-12 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 議員の利用する取組みは、次のうちどれか。	問12-14 男女共同参画に関する取組みは、次のうちどれか。	問12-15 男女共同参画に関する取組みは、次のうちどれか。	問12-16 男女共同参画に関する取組みは、次のうちどれか。	問12-17 男女共同参画に関する取組みは、次のうちどれか。	問12-18 男女共同参画に関する取組みは、次のうちどれか。	問13 男女共同参画に関する取組みは、次のうちどれか。	問14 男女共同参画に関する取組みは、次のうちどれか。	問15 男女共同参画に関する取組みは、次のうちどれか。			
コロド	コロド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(施設のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(施設のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(施設のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っていない。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 専用の場所が設置されている。(常設のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(施設のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 位置づけられた規定があり、認めている。 2. 位置づけられた規定はないが、運用上認めている。 3. 位置づけられた規定がなく、運用上も認めている。 4. 位置づけられた規定がなく、過去に使用した事例も判断したところもない。	1. 位置づけられた規定があり、認めている。 2. 位置づけられた規定はないが、運用上認めている。 3. その他(未回答等)	1. 本部員長を含む(人) うち女性(人) 女性比率(%)	内閣府にに対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマとした研修の実施状況							
40 100	北九州市	0	0	7	5	1	3	21	4	4	5	20			2,018	448	22.2%	15
40 130	福岡市	1	9	17				10	12	12	13	38						
40 202	大牟田市	0	1	35				28	15	43	0	1						
40 203	久留米市	58	49															
40 204	直方市	4	2	3				3		3	2							
40 205	飯塚市	4	4	3														
40 206	田川市	4	4	3														
40 207	柳川市	4	4	2														
40 210	八女市	4	4	2														
40 211	筑後市	4	4	3														







